

2026 年 9 月 15 日 全 8 頁

インフレ時代の児童手当の在り方

海外事例が示す 3 つのチェックポイント

経済調査部 シニアエコノミスト 吉田 亮平
金融調査部 研究員 平石 隆太

[要約]

- 日本の児童手当の使途は、所得水準によらず、子どもの将来に備える貯蓄に最も多く充てられている。一方、インフレ下で現預金として長期間保有すれば、実質的な価値が低下する可能性がある。
- 日本では、金融知識に見合った投資行動が実現していない可能性があり、投資を促す上で海外の事例が参考になる。海外事例からは、子ども向けの資産形成支援策において、①インフレ下での実質的価値を意識した運用先、②資産形成の開始と継続を促す制度上の後押し、③政府による資金支援、が重要であることが示唆される。
- 日本では、児童手当の一部をこども NISA で原則自動積立とし、希望しない世帯にはオプトアウトを認める仕組みが一案となる。これにより、家計の選択権を確保しながら、親の金融知識や家計環境に左右されにくい資産形成を後押しできる。

1. 児童手当は主に将来に備える資金として貯蓄されている

少子化対策の一環として、日本では児童手当が拡充されている。2024 年の制度改正では、所得制限が撤廃されたほか、高校生世代まで支給対象が拡大され、第 3 子以降の支給額は月額 3 万円まで引き上げられた（図表 1 左）。

こうして家計に給付された資金は、日々の支出や子どもの将来に備える資金として活用されている。支給された児童手当については、世帯年収にかかわらず、主な用途は貯蓄となっている（図表 1 右）。年収 300 万円未満の世帯でも月額 1 万円を超えて貯蓄されており、児童手当は多くの家計で、子どもの将来に向けた資金として位置づけられていることがうかがえる。

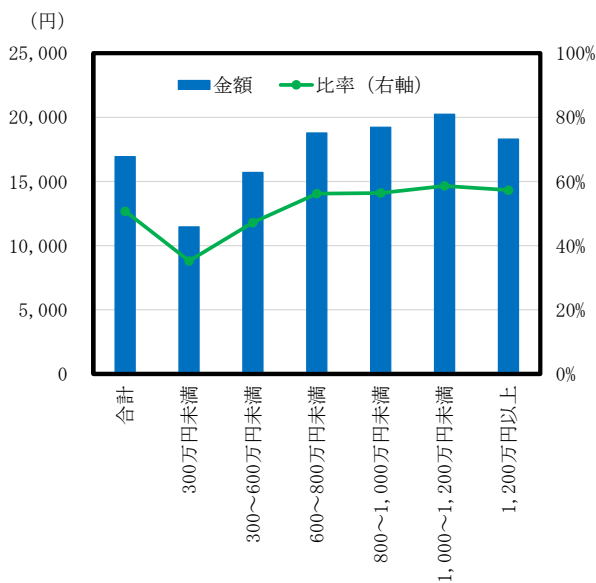
児童手当の拡充により、子どもの将来に向けた資金は従来以上に積み上がりやすくなった。もっとも、長期間にわたって資金を現預金で保有する場合、その実質的な価値が維持されるとは限らない。

図表 1 現在の児童手当月額（左）、世帯年収別に見た児童手当等の貯蓄額（右）

	3 歳未満	3 歳～ 高校生年代
第 1 子 第 2 子	15,000 円	10,000 円
第 3 子 以降	30,000 円	30,000 円

2024年度制度改正のポイント

- ①所得制限撤廃
- ②支給期間を高校生年代まで延長
- ③第3子以降の支給額を3万円に増額
- ④支払回数を年3回から年6回に増加



（注）右図は児童手当を支給する世帯について、「子どもの将来のための貯蓄・保険料」を集計（金額は月当たり）。「子どものためとは限定しない貯蓄・保険料」は含まない。横軸は世帯年収で、合計は受給者全体。

（出所）こども家庭庁より大和総研作成

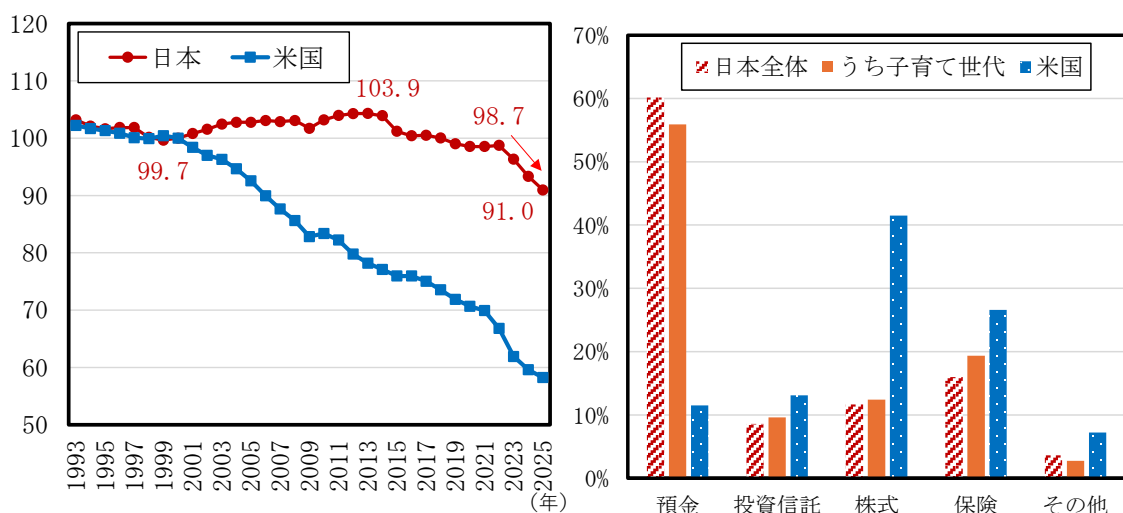
2. インフレで現預金の実質価値は低下する

預金金利が物価上昇率を下回ると、預金残高が名目上は減少しなくても、その資金で購入できる財・サービスの量は少なくなる。**図表 2 左**は2000年1月を100として、普通預金の実質購買力の推移を示したものだ。米国では長年にわたりインフレ率が預金金利を上回る状況が続いたため、普通預金の購買力は大幅に低下してきた。一方、日本では2020年ごろまで購買力がおおむね維持されていたが、コロナ禍後の物価上昇を受けて低下が目立ち始めている。つまり、子どもの将来に向けた資金を現預金で保有すると、額面が変わらなくても、その実質的な購買力が低下する可能性がある。

ところが、日本の家計金融資産は現預金に偏重している（**図表 2 右**）。家計金融資産に占める現金・預金の割合は5割程度で、米国の1割程度を大きく上回る。こうした違いは、それぞれの国が置かれてきた経済環境を反映している可能性がある。日本では1990年代半ばから2020年ごろまで、物価上昇率が低く推移した。現預金は価格変動リスクを負うことなく、資産価値を維持しやすく、合理的な資産選択だったとも考えられる。一方、米国ではインフレ局面が続く中で、資産の実質価値を維持する必要性に直面してきたことから、家計は株式や投資信託を活用してきた。インフレに対応した資産選択が求められてきたことが、現在の資産構成の違いに繋がった可能性がある。

もっとも、日本では物価上昇率が預金金利を大きく上回る状況が定着したのはコロナ禍後であり、インフレへの対応が本格的な課題となったのは比較的最近だ。行動変容には時間を要することから、子育て世代も含め、日本の家計が依然として現預金を選好しているのは理解できる。しかし、物価上昇率が預金金利を上回る状況が続くなら、実質価値を維持するための資産形成を考える必要がある。では、家計が資産形成を進めるためには、何が必要なのだろうか。

図表 2 日米の実質預金金利で見た実質購買力（左）、日米の家計金融資産構成（右）



(注 1) 左図の実質金利は普通預金金利を CPI 総合指数で実質化し、2000 年を 100 とした各年の購買力。

(注 2) 右図の日本は 2024 年 10 月末時点。米国は 2024 年 3 月末時点。日本の子育て世代は 18 歳未満の子どもがいる家庭を加重平均して集計。

(出所) 日本銀行、セントルイス連邦準備銀行、総務省より大和総研作成

3. 日本では金融知識に見合った投資行動が実現していない可能性

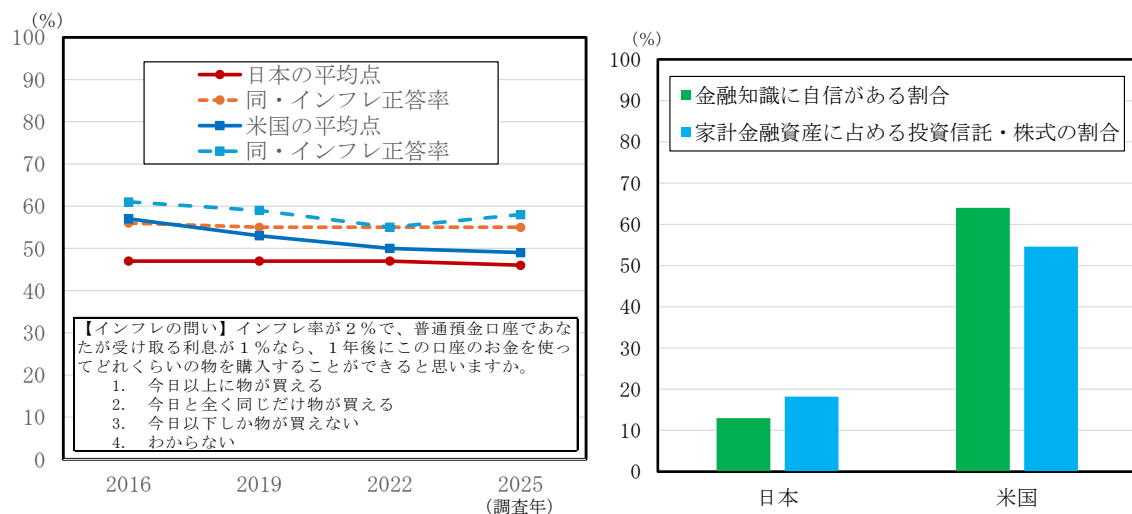
インフレへの対応として資産形成の重要性が高まる中、まず指摘されるのが金融知識だ。実際、金融知識が高い人ほど株式や投資信託を多く保有する傾向があることは、国内外の多くの研究で示されてきた。そのため、金融経済教育の拡充を求める声は少なくない。

しかし、実際には日米間で金融知識の正答率は同程度だ。インフレによる実質購買力の影響に関する設問の正答率も、10 年以上にわたり日米間で大きな差は見られない（図表 3 左）¹。つまり、日本の家計が資産形成に必要な知識を全く持ち合わせていないわけではない。

ところが、日米間では金融知識に対する自信と投資行動に大きな差がある。金融知識に自信があると回答した人の割合は米国の方が高く、家計金融資産に占める株式や投資信託の割合も大きい（図表 3 右）。

こうした差が生じる理由は一概にはいえないが、金融知識が同程度であっても、投資を始めるときかけや実際に運用を経験する機会が異なれば、自信や行動にも差が生じる可能性がある。家計の資産形成を促すためには、投資の開始や継続を後押しする制度も重要だと考えられる。

図表 3 日米の金融知識（左）、金融知識への自信と家計金融資産の投資信託・株式の割合（右）



（注 1）左図の調査年は日本の調査年で、米国の調査はその前年に実施。平均点は比較可能な問題について集計。2016 年は 5 問、2019 年以降は 6 問。

（注 2）右図の家計金融資産割合は 2025 年 3 月末時点。

（出所）金融経済教育推進機構（J-FLEC）、金融広報中央委員会、日本銀行より大和総研作成

¹ 設問の正解は「3. 今日以下しか物が買えない」である。仮に現在 100 万円が普通預金口座にあるとき、現在の購買力は 100 万円だ。1 年後は口座のお金が 101 万円に増えるが、インフレによる物価上昇で現在の 100 万円分の物品は 102 万円に値上がりしてしまう。インフレによる目減りを示す設問になっている。

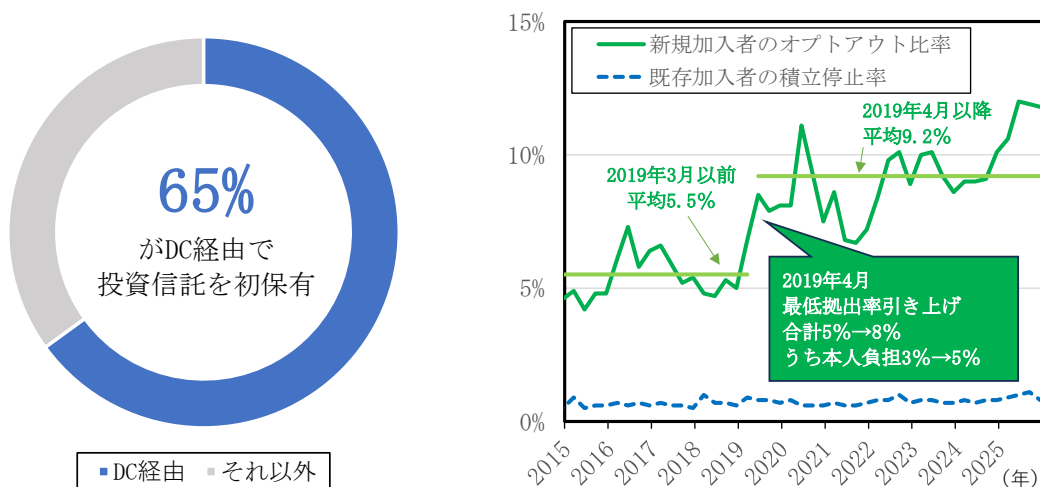
4. 制度が投資の開始と継続に関係する

では、投資の開始や継続を後押しする制度とはどのようなものだろうか。米国や英国の事例を見ると、企業年金制度が重要な役割を果たしている。投資を始めるきっかけや運用経験は、必ずしも個人の判断だけで生まれるわけではない。米国では、投資信託保有者のうち 6 割以上が、確定拠出年金（DC）を通じて初めて投資信託を保有した経験を持つ（図表 4 左）。企業年金制度が老後の資産形成だけでなく、投資を始める契機として機能している²。

また、英国では企業年金への自動加入制度が 2012 年に導入され、対象者は加入を希望しない場合に離脱するオプトアウトの仕組みが採用されている。現在の離脱率は新規加入者の 10% 程度にとどまっており、多くの人が積み立てを継続している³。一方で、拠出率引き上げ時には離脱率が上昇したことから、無理なく継続できる負担水準の設定も重要である（図表 4 右）。

米国と英国の事例に共通するのは、資産形成を個人の努力だけに委ねるのではなく、制度によって自然に取り組める環境を整えている点だ。投資を始める機会を提供するとともに、無理なく継続できる環境を整えることで、資産形成への参加を後押ししている。こうした考えは、老後の資産形成に限らず、子どもの将来に向けた資産形成にも応用可能だ。

図表 4 米国において DC で初めて投資信託を保有した割合（左）、英国企業年金の離脱率（右）



（注 1）左図は 2020 年代における、企業提供の確定拠出年金制度（401(k)、403(b)、457 プラン等）を通じて初めて投資信託を保有した者の割合。2010 年代は 66%、2000 年代は 70%、1990 年代は 64% である。

（注 2）右図は英国自動加入年金制度（Auto Enrolment）における適格従業員の積立停止率。

（出所）Investment Company Institute (ICI) “Annual Mutual Fund Shareholder Tracking Survey”、HM Revenue & Customs (HMRC) “Real Time Information data”より大和総研作成

² 米国では、2025 年に DC が拡充され、自動加入の仕組みが整えられた。また、自動エスカレーションの仕組みも拡充された。例えば、当初は 3% で始めて、毎年 1%pt ずつ積立額を増やす仕組みだ。企業が開始する比率を 3-10% で選択し、毎年 1%pt ずつ引き上げて、最終的に 10-15% になる。詳細は、佐川あぐり「[米国 DC 『自動加入化』の効果と今後の期待](#)」（大和総研レポート、2025 年 10 月 7 日）を参照。

³ 英国では、2019 年 4 月に最低拠出率が引き上げになった。合計 5%（うち、企業負担 2%・個人負担 3%）から 8%（うち、企業負担 3%・個人負担 5%）に引き上げた。この結果、新規加入者の離脱率の水準が、制度改正前の約 5% から、約 10% と 2 倍に上がった。加入者の年齢構成など他の要因もあるので一概にはいえないが、初期拠出額が増え、離脱率が上がる事例といえる。

5. 海外事例に見る子ども向け資産形成支援策

具体的な制度設計を考えるため、子どもを対象とした海外の資産形成支援策を確認する⁴。

米国の「529 プラン」は、一定の教育費に利用する場合は運用益が非課税となる税制優遇口座で、主に投資信託や銀行預金で運用する。加えて、2026 年 7 月には子どものための投資口座である「トランプ口座⁵」が開始された。出生時に 1,000 ドルの政府拠出が行われ⁶、運用資産は一定の要件を満たす米国株式インデックスの投資信託・ETF に限定される点が特徴だ。

台湾では児童手当を拡充した上で、その一部を専用口座で運用する「成長手当」が構想されている⁷。具体的な運用手法はまだ明らかにされていないが、立法院の構想では台湾の労働保険年金運用の運用インフラを活用するとの報道⁸もある。

英国では子ども向け資産形成支援策の見直しが行われてきた。かつての制度は Child Trust Fund（以下、CTF）で、口座の自動開設や政府拠出を特徴としていたが、財政負担への懸念などから新規口座の開設が停止された。これに代わり、2011 年には成人向け ISA（Individual Savings Account）を子どもに拡大したジュニア ISA が導入された。

カナダの RESP（Registered Education Savings Plan）やシンガポールの CDA（Child Development Account）では、親の積立額に応じて政府が一定割合をマッチング拠出する資産形成支援策が運用されている。政府が資金面から家計を支えるとともに、家計の積み立てを促す仕組みと位置づけられる。

図表 5 各国の子ども向け資産形成支援制度

	529プラン（米国）	トランプ口座（米国）	ジュニアISA（英国）
政府拠出	連邦政府の拠出はなし ※州単位の拠出はあり	1人あたり1回1,000ドル （日本円で約15万円）	なし
運用方法	投資信託・銀行預金等から 加入者が指図	要件を満たす 米国株式インデックスの 投資信託・ETF	株式型：株式・公社債等 預金型：預金・MMF等
	RESP（カナダ）	CDA（シンガポール）	成長手当（台湾）
政府拠出	最大年500カナダドル （日本円で約5.5万円） ※低所得家庭には追加拠出あり	「初期拠出」と 「政府マッチング拠出」	手当として政府が給付
運用方法	投資信託・株式・債券・銀行 預金等から加入者が指図	銀行預金	年金運用インフラの 活用を検討

（注）台湾の成長手当は現時点で構想されている内容。

（出所）各種資料より大和総研作成

⁴ 子どもを対象とした資産形成支援策の詳細は、平石隆太「[教育資金負担を支える子ども支援口座制度](#)」（大和総研レポート、2026 年 7 月 6 日）を参照。

⁵ トランプ口座については、鈴木利光「[『トランプ口座』始動、未来の株主多数輩出](#)」（大和総研レポート、2026 年 7 月 17 日）を参照。

⁶ 現状では、2025 年 1 月 1 日～2028 年 12 月 31 日に生まれた子どもに限定されている。

⁷ 2026 年 8 月現在、立法院が、頼清徳総統が当初示した行政院の案とは異なる制度設計案を可決している。成長手当の構想は実現する可能性が高いが、詳細は確定していない。

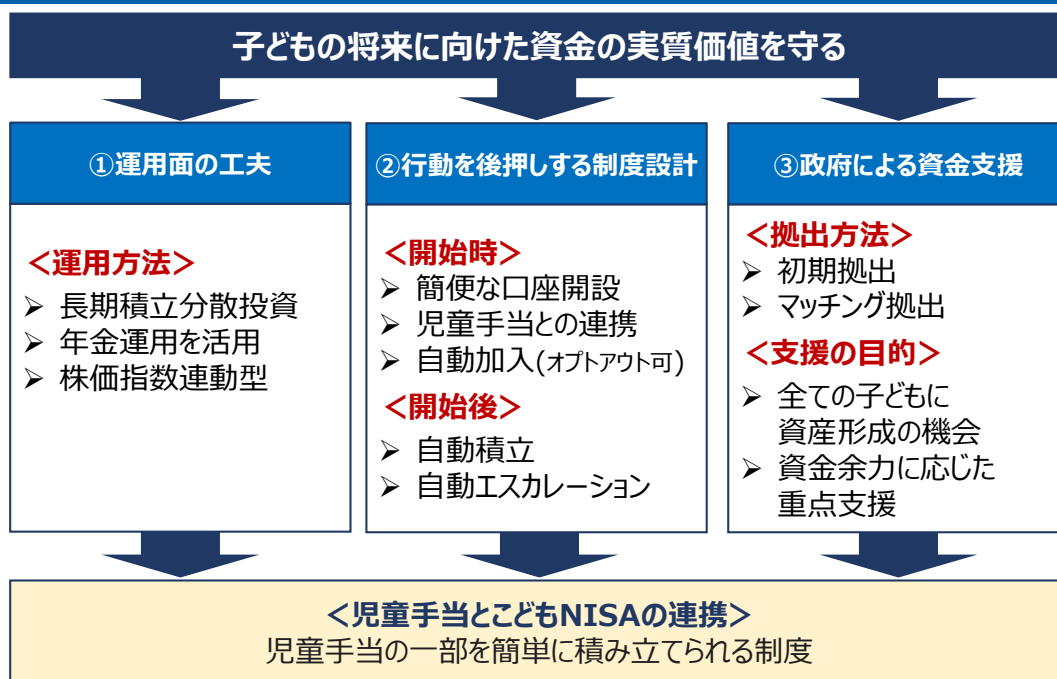
⁸ 中央通訊社「立院三讀兒少未來帳戶條例 毎年政府給 6 萬到 18 歲」（2026 年 7 月 24 日）

これらの海外事例から、子ども向けの資産形成支援策を考える上で、①インフレ下での実質的価値を意識した運用対象、②自動加入や口座開設手続きの簡素化など、資産形成の開始・継続を促す制度上の後押し、③初期拠出やマッチング拠出など、政府による資金支援、という3つの視点が重要であることがわかる。

6. 政策提言：児童手当の一部をこどもNISAへ

こうした海外事例を踏まえ、インフレ時代の児童手当の在り方を考えたい。一案として考えられるのが、児童手当の一部をこどもNISAで原則自動積立とし、希望しない世帯にはオプトアウトを認める仕組みである。以下では、前述の3つの視点から児童手当とこどもNISAの接続に必要な制度設計を考える。

図表6 インフレ時代の子ども向け資産形成支援策における3つのチェックポイント



(出所) 大和総研作成

第一に、インフレ下で実質価値を維持しやすい運用の選択肢を用意することである。**前掲図表1右**で見たように、児童手当等の使途では、所得水準によらず、子どもの将来に備えるための貯蓄が最も大きい。ただし、資金を長期にわたって現預金で保有すれば、インフレによって実質的な価値が低下する可能性がある。そこで、児童手当の一部を長期の資産形成に回す場合には、預貯金に限定せず、長期の資産形成に適した運用先を選択できるようにする必要がある。長期・積立・分散投資を基本とし、低コストで投資先が広く分散された商品を中心としつつ、家計がリスク許容度に応じて選択できる設計が望ましい。

第二に、こうした将来に向けた貯蓄を実際の資産形成に繋げるため、資産形成の開始と継続を後押しする制度設計が必要である。親の金融知識や関心の有無にかかわらず資産形成を始め

やすくするため、児童手当の一部をこどもNISAで積み立てることを初期設定とし、希望しない世帯にはオプトアウトを認める仕組みが考えられる。英国の企業年金では、自動加入制度の下でも離脱率は低い水準にとどまっており、加入を初期設定とすることが資産形成の開始と継続を後押ししている。こうした仕組みをこどもNISAにも応用し、児童手当の申請など既存の手続きと口座開設を可能な限り連携させることが望ましい。その上で、家計の判断により積立額の変更や積み立てからの離脱を可能とする必要がある。重要なのは、投資を一律に強制することではなく、積み立てを標準的な選択肢としつつ、最終的な選択は家計に委ねることだ。

第三に、政府による資金拠出を通じて、家計環境による資産形成機会の差を抑えることである。政府による初期拠出や、家計の積み立てに応じたマッチング拠出を組み合わせることも検討に値する。ただし、積み立てる余裕の乏しい世帯ほどマッチング拠出の恩恵を受けにくい可能性がある。このため、特に支援の必要性が高い世帯を対象を絞った初期拠出を行えば、財政負担を抑えながら資産形成の入り口を広げることができる。

以上の3つのチェックポイントに照らすと、日本においても、子どもの将来に向けた資産形成の入り口を広げることが重要である。その具体策として、児童手当の一部をこどもNISAで原則自動積立とし、希望しない世帯にはオプトアウトを認める仕組みが有効だろう。そしてその際には、長期・積立・分散投資に適した運用先を用意するとともに、既存手続きとの連携によって口座開設や積み立てを容易にし、必要に応じて政府による初期拠出やマッチング拠出を組み合わせることが望ましい。

インフレ時代の子育て支援では給付の規模だけでなく、給付された資金の価値を将来にわたっていかに守るかという視点が重要になる。児童手当とこどもNISAを接続し、家計の選択権を確保しながら、親の金融知識や家計環境に左右されにくい資産形成を後押しする必要があるだろう。

【以上】